

平成28年(ヨ)第23号事件

伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外11名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(1) 補充書2

(司法判断のあり方—避難計画の不備)

2016年 8月 31日

松山地方裁判所 民事2部 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高田 義 之

弁護士 今川 正 章

弁護士 中川 創 太

弁護士 中尾 英 二

弁護士 谷脇 和 仁

弁護士 山口 剛 史

弁護士 定者 吉 人

弁護士 足立 修 一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋本 貴 司

弁護士 山本 尚 吾

弁護士 高丸 雄 介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

弁護士 河合 弘 之

弁護士 海渡 雄 一

弁護士 青木 秀 樹

弁護士 内山 成 樹

弁護士 只野 靖

弁護士 甫守 一 樹

弁護士 中野 宏 典

弁護士 井戸 謙 一

弁護士 大河 陽 子

弁護士 望月 健 司

弁護士 鹿島 啓 一

弁護士 能勢 顯 男

弁護士 胡 田 敢

弁護士 前川 哲 明

弁護士 竹森 雅 泰

弁護士 松岡 幸 輝

1 防災計画・避難計画の不備と原子力発電所の安全性

原発施設に求められる安全性、その主張立証責任の考え方、司法判断のあり方については、従来、主張したとおりであるが、原発施設の安全性は深層防護による対策によって確保されるべきであるから(債権者ら準備書面13,18頁以下)、原発施設から放射性物質が大規模に放出された場合の防災対策(第5層)に不備がある場合は、周辺住民の生命・身体の安全に直結する問題であり、原発施設の安全性の欠如と評価され、差止請求権が成立すると解するべきである。この観点から、債権者らは、「2016年8月8日 準備書面(3)(被害論)補充書 愛媛県広域避難計画について」において、愛媛県広域避難計画には実効性において著しい不備があることを詳細に指摘し、債権者らを含む周辺住民は、本件原発施設で過酷事故が発生した場合、許容しがたい放射線被ばくが不可避であることを指摘したものである。

2 裁判例

防災計画・避難計画に合理性、実効性が欠如する場合、運転差止請求権が成立する根拠となり得ることは、次のとおり、裁判例においても異論がない。ただし、イの決定は、成立する場合を理由なく極端に限定しており、適切ではない。

ア 大津地裁仮処分決定(2016年3月9日。甲B3)

同決定によると、債務者(関西電力)は、新規性基準を満たせば十分とするだけでなく、避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要があり、その点に不合理な点がないかを相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明する必要があるとし、その点の主張及び疎明を尽くしていないことをもって被保全権利の存在を認めた根拠の一つとした(52～53頁)。

イ 福岡高裁宮崎支部仮処分却下決定(2016年4月6日。甲A233)

同決定によると、周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一

時をもって直ちに当該原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして周辺住民の人格権に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない旨、判示した(270頁)。

ウ 鹿兒島地裁仮処分却下決定（イの原審 2015年4月22日。甲B270）

同決定によると、極めて小さな可能性であっても、重大事故発生の危険性を全く排除できない以上、原子炉施設において重大事故が発生した場合に、周辺住民が適切に避難できる避難計画が策定されるべきであることはいうまでもなく、そうした適切な避難計画が策定されないまま原子炉施設を稼働させる場合には、周辺住民の人格権の侵害又はそのおそれが存すると解する余地がある旨、判示した(182～183頁)。

3 結論

防災計画・避難計画に合理性、実効性が欠如する場合には、運転差止請求権が成立することは、深層防護の第1層から第5層が相互に独立した安全対策として要求されていることからして当然のことである。防災計画・避難計画の策定は、基本的には地方自治体及び国の責務であるが、だからといって、同計画の不備が本件審理において軽視されてはならない。2イの決定は、第5層の不備を極端に軽視するものとの批判を免れない。合理的、実効的な防災対策の存在は、原発施設が社会的に許容されるための前提条件と考えるのが「健全な社会通念」である。また、人格権侵害による差止請求権の成立のためには、侵害者（本件では原発施設の設置者）の帰責事由を必ずしも要件としないのであるから、地方自治体及び国が策定する防災対策の不備が是正されない限り、原発稼働が許容されるための社会的条件が整わないものとして再稼働が許容されないことは、理論的にも当然のことである。

以上